

法医画像研究会役員候補者選考規程

平成29年3月11日制定

(目 的)

第1条 この規程は、法医画像研究会会則（平成29年3月11日制定）第13条に基づき、運営委員及び監事候補者の選考に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会の設置)

第2条 運営委員会は、次期の運営委員及び監事候補者を選出するために、役員候補者選考委員会（以下、選考委員会）を設置する。

(構 成)

第3条 選考委員会の役員は2名とし、運営委員会が運営委員を含む正会員の中からこれを選任し、指名する。

(委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、選考委員の互選によりこれを選出する。但し、委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(職 務)

第5条 選考委員会は、次期役員候補者を選出し、これを運営委員会に推薦する。

(任 期)

第6条 選考委員会は、3年に1回、総会前に組織され、役員候補者を運営委員会に推薦した時に任期を終える。

(選考方針)

第7条 運営委員会は、次期役員候補者の選出に関し、その選考方針を審議する。次期役員を選出には、役員・会員としての活動状況及びその地区を考慮する。

(雑 則)

第8条 運営委員会は、選考委員会の決定を尊重しなければならない。

付 則

1. この規程は平成29年3月11日より施行する。